

## 苫小牧市沼ノ端クリーンセンター余剰電力売却仕様書

### 1 概要

#### (1) 適用範囲

本仕様書は、苫小牧市沼ノ端クリーンセンターの余剰電力の売却について適用する。

#### (2) 件名 苫小牧市沼ノ端クリーンセンター余剰電力売却

#### (3) 供給場所 苫小牧市字沼ノ端2番地の25 苫小牧市沼ノ端クリーンセンター

#### (4) 業種 一般廃棄物の焼却施設

#### (5) 発電設備 出力2,000kW

#### (6) 供給電気方式等

ア 電気方式 交流3相3線式

イ 供給電圧 6,600V

ウ 周波数 50Hz

エ 本線 1回線

#### (7) 電気工作物の財産分界点と保安上の責任分界点

北海道電力株式会社の31画75区97図76番62の19号柱より引込みの苫小牧市（以下「供給者」という。）所有の苫小牧市沼ノ端クリーンセンター構内第1柱に施設した供給者の区分閉器電源側接続点

### 2 売却仕様

#### (1) 契約方法 単価契約

#### (2) 供給期間 令和2年4月1日0時から令和3年3月31日24時まで

#### (3) 予定売却電力量

4,429,000kWh

#### (4) 売却単価区分等

ア 売却単価区分は次のとおりとする。

電力売却量	平日昼間 時間帯(注)	夏季	425,200 kWh
		冬季	371,000 kWh
		その他季	898,800 kWh
	その他時間帯		2,734,000 kWh
合計			4,429,000 kWh

(注) 平日昼間時間帯とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日を除く昼間時間帯とする。

イ 電力売却量の売却単価は次の時間帯区分による。

時 間 帯 区 分		
平日昼間 時間帯	夏 季	毎年7月1日から9月末日までの午前8時から午後10時までの時間
	冬 季	毎年12月1日から2月末日までの午前8時から午後10時までの時間
	その他季	夏季・冬季以外の午前8時から午後10時までの時間
その他時間帯		平日昼間以外の時間帯

(5) 余剰電力の計量

ア 毎月の売却電力量の計量は、沼ノ端クリーンセンターの供給場所に設置された一般送配電事業者の取引用電力計を介して、行うものとする。

イ 計量日時は供給者、需要者が協議の上、毎月定めるものとし、計量結果の記録を取り交す。

ウ 毎月の売却電力量の算定期間は、毎月の1日から末日までの期間とする。

エ 計量装置に不具合が生じたときは、その期間内の売却電力量についてその都度、供給者、需要者と協議して決定するものとする。

(6) 電力料金の算定及び支払い

ア 需要者は供給者に電力料金を毎月支払うものとし、電力料金は前号によって計量された売却電力量に契約単価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を乗じて得た額とする。

イ アの電力料金の1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

ウ 供給者はア及びイにより算定された当該月分の電力料金を翌月の10日までに需要者に請求し、需要者は請求書を受領した日の属する月の末日まで（その日が金融機関の休業日の場合はその前営業日）に支払うものとする。

(7) 電力供給上の協力

ア 供給者は、原則として月1回の頻度で余剰電力供給計画を提出する。

イ 余剰電力が、余剰電力供給計画とかけ離れる事態が生じた場合、あるいは生じる恐れがある場合及び余剰電力供給計画を変更する場合は、供給者は、需要者に対し速やかに通知する。

3 その他

(1) 権利義務の譲渡等

需要者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ供給者の承諾を得た場合にはこの限りでない。

(2) 売却電力の増減

ア 予定売却電力量は、運転計画の変更、焼却炉及び発電設備の運転状態又は故障等により変動する場合があるが、供給者はその予定売却電力量に拘束されるものではなく、何らの義務を負うものではないものとする。

イ 供給者から需要者に発電計画を提示した場合、供給者は計画値に過不足が発生しないように努めるものとするが、過不足が発生した場合であっても供給者は何らの義務を負うものではないものとする。

(3) 接続供給契約

ア 余剰電力の供給のために別途需要者と一般送配電事業者の接続供給契約が必要となる場合は、需要者は自らの負担で一般送配電事業者と接続供給契約を遅滞なく締結し、必要な部分の写しを供給者に提出するものとする。

イ 接続検討の申込みについては、供給者の負担で供給者が行う。供給者は、需要者が接続供給契約を締結する際に本契約期間に限って、需要者が接続検討回答書を使用することを認めるものとする。

ウ 接続供給契約に必要な費用負担が生じた場合には、需要者が負担する。

(4) 通信設備等

ア 当該地域を管轄する一般送配電事業者との接続供給契約を遵守するために必要な計量器、通信装置その他付属設備（以下「通信設備等」という。）を設置する必要がある場合は、需要者の財産とし設置工事については、需要者の負担で設置する。

イ 通信設備等の設置の必要がなくなった場合は、需要者の負担で撤去する。

(5) インバランス調整について

インバランス調整については需要者の責任にて行い、一般送配電事業者からインバランス供給を受けた場合も、需要者にてインバランス料金を負担するものとする。

(6) 契約期間について

本契約の期間は、契約締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、契約期間内に供給者、需要者合意の下、1年間の延長更新を可能とするものとし、以後も同様とする。

(7) 協議

その他、仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄する一般送配電事業者の定めに基づき、供給者、需要者協議により定める。

(8) 添付資料

- ・ 令和2年度月別予定売却電力量
- ・ 売却電力量実績 平成28年度～令和1年度
- ・ 令和2年度沼ノ端クリーンセンター運転計画（案）

令和2年度 月別 予定売却電力量

(kWh)

時間帯区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平日昼間	155,000	149,400	159,400	156,600	116,600	152,000	171,800	127,600	131,600	108,600	130,800	135,600	1,695,000
その他	235,000	309,000	223,000	264,000	194,000	238,000	256,000	217,000	223,000	191,000	187,000	197,000	2,734,000
合計	390,000	458,400	382,400	420,600	310,600	390,000	427,800	344,600	354,600	299,600	317,800	332,600	4,429,000

時間帯別の売却単価については、次の区分による

時間帯	区分
平日昼間	毎年7月1日から9月末日までの午前8時から午後10時までの時間
時間帯	毎年12月1日から2月末日までの午前8時から午後10時までの時間
(※)	夏季・冬季以外の午前8時から午後10時までの時間
その他	平日昼間以外の時間帯

(※)ただし日曜日、「国民の祝日」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日を除く昼間時間帯とする。

売却電力量実績  
平成28年度～令和1年度

(kWh)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成28年度	昼間	115,752	125,688	129,096	82,224	62,328	47,256	92,952	88,680	68,280	101,736	124,392	1,135,128
	夜間	194,424	291,816	200,304	138,552	110,904	87,456	147,792	181,296	151,224	149,112	189,336	2,020,896
	合計	310,176	417,504	329,400	220,776	173,232	134,712	240,744	269,976	219,504	250,848	313,728	3,156,024
平成29年度	昼間	188,328	103,944	142,680	114,264	108,408	68,568	155,352	112,320	139,008	126,168	128,640	1,490,136
	夜間	282,960	235,968	215,664	202,248	180,120	88,440	244,872	211,632	232,440	176,664	182,064	2,435,880
	合計	471,288	339,912	358,344	316,512	288,528	157,008	400,224	285,264	323,952	371,448	302,832	3,926,016
平成30年度	昼間	209,839	201,744	233,947	158,383	127,826	197,875	275,294	227,866	183,122	118,118	184,116	2,291,960
	夜間	288,480	342,742	271,277	251,090	195,562	317,494	359,606	295,090	275,563	168,830	263,112	3,290,722
	合計	498,319	544,486	505,224	409,473	323,388	515,369	634,900	435,706	522,956	458,685	286,948	5,582,682
令和1年度 (参考)	昼間	197,050	173,076	203,374	225,384	181,358	185,033	174,307	187,857				1,527,439
	夜間	305,436	321,444	283,567	270,314	280,229	298,399	251,856	272,595				2,283,840
	合計	502,486	494,520	486,941	495,698	461,587	483,432	426,163	460,452				3,811,279
3カ年平均	昼間	171,306	143,792	168,574	118,290	99,521	104,566	174,533	124,343	130,137	115,341	145,716	1,639,074
	夜間	255,288	290,175	229,082	197,297	162,195	164,463	250,757	207,788	219,742	164,869	211,504	2,582,499
	合計	426,594	433,967	397,656	315,587	261,716	269,029	425,290	332,131	372,294	349,879	357,220	4,221,573

令和2年度 沼ノ端クリーンセンター運転計画(案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1号炉		→ 29日	← 7日 → 24日	← 17日	→ 12日	
2号炉	→ 12日	← 11日 → 29日	← 9日	→ 30日	← 28日	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	← 12日 → 28日	← 5日	→ 22日	← 29日		
2号炉	→ 28日	← 7日 → 17日	← 15日	→ 7日		← 26日

↔ : 運転中